

2024年12月

## 1. 基本方針

本院は脳神経外科を専門とする医療機関として、急性期から回復期、人生の最終段階に至るまで、患者・家族等が適切な医療・ケアの選択ができるよう支援する。

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を踏まえ、医師をはじめとする、多職種で構成される医療ケアチームが、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本として、医療・ケアを進めるものとする。

## 2. 「人生の最終段階」の定義

脳神経外科領域の特性を踏まえ、以下の状態を含むものとする。

- (1) がんの末期など、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測される場合
  - (2) 慢性疾患（脳血管障害後遺症等）の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
  - (3) 脳血管疾患の重度後遺症や老衰など、数ヶ月から数年にかけて死を迎える場合
  - (4) 脳神経外科急性期において、医学的に回復の見込みが乏しいと判断される場合
- なお、どのような状態が人生の最終段階に該当するかは、患者の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

## 3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者は、病状・治療選択肢・予後等について適切な情報提供と説明を行う。
- (2) 患者本人は、医療・ケアチームとの話し合いを通じて意思決定を行い、その意思を基本として医療・ケアを進める。
- (3) 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、状態変化に応じて繰り返し話し合いを行う。
- (4) 意識障害や高次脳機能障害により意思表出が困難となる可能性があるため、早期から家族等の信頼できる者と話し合いを継続することが重要である。
- (5) 医療・ケア行為の開始・不開始、内容変更、中止等は、医学的妥当性と適切性をもとに医療・ケアチームが慎重に判断する。
- (6) 疼痛や不快症状の緩和、精神的・社会的支援を含む総合的な医療・ケアを提供する。

#### 4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

##### (1) 患者本人の意思確認ができる場合

- ① 専門的な医学的検討を経て、医療従事者が適切な情報提供と説明を行う。
- ② 患者・家族と医療・ケアチームが十分に話し合い、本人の意思決定を基本として方針を決定する。
- ③ 脳神経外科では、急性期に意思表出が一時的に困難となる場合があるため、意思が示せる時期に早期に確認することを重視する。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

##### (2) 患者本人の意思が確認できない場合

- ① 家族等が患者本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに検討し、決定する。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定する。
- ③ 家族等がいない場合、または家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医学的妥当性と適切性をもとに医療・ケアチームが慎重に決定する。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

##### (3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)(2)での決定が困難な場合、医療・ケアチームは、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

脳神経外科領域では、意識障害、高次脳機能障害、回復可能性の評価の難しさなどにより判断が複雑化するため、倫理的視点を含む多職種検討を積極的に活用する。

#### 5. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者の意思を尊重した意思決定支援を、家族や関係者、医療・ケアチーム等で行う。

- ・対象：認知症および認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な患者等
- ・日常生活や社会生活における場面において、患者が自らの意思決定に基づいた生活を送

れることを目指し支援する。

- ・意思決定支援にあたり、患者の意思を尊重しながら、家族、医療関係者、介護関係者、成年後見人、行政サービス等の関係者とともに、早期から継続した支援を行う。

- ・脳神経外科では、急性期の一時的な判断能力低下を踏まえ、回復状況に応じて意思確認の機会を繰り返す。

## 6. 身寄りが無い患者の意思決定支援

厚生労働省「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、介護・福祉等行政サービスと連携しながら、意思決定支援を行う。

- ・対象：医療に係る意思決定が困難な患者

- ・医療における意思決定の場面において、患者の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう意思決定支援を行う。

- ・家族等が患者意思を推定できる場合はその推定意思を尊重する。家族等が推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかを十分に話し合い、支援を行う。

- ・成年後見人制度、各自治体の福祉・支援センター等と連携しながら支援を行う。

(参考)

- ・厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

- ・厚生労働省「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

- ・厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定のガイドライン」